



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年2月26日金曜日 第184号

◆ 目次 ◆
規則

- 愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(循環型社会推進課) … 173
告示
- 県営土地改良事業の換地処分……………(農地整備課) … 174
- 土砂災害警戒区域の指定(2件)……………(砂防課) … 174
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(〃) … 176
- 公共測量の実施の通知(3件)……………(道路維持課) … 184
- 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し(2件)……………(会計課) … 184
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(東予地方局地域福祉課) … 185
- 指定居宅サービス事業の廃止……………(〃) … 185
- 建設業者の許可の取消し……………(東予地方局管理課) … 185
- 土地改良区の定款変更の認可……………(中予地方局農村整備第一課) … 186
- 土地改良事業の計画の変更の認可……………(〃) … 186
- 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧(5件)……………(〃) … 186
- 指定居宅サービス事業の廃止……………(南予地方局地域福祉課) … 186
- 指定介護予防サービス事業の廃止……………(〃) … 187
- 道路の区域変更(県道大洲野村線)……………(南予地方局大洲土木事務所) … 187
- 道路の供用開始(〃)……………(〃) … 187

正誤

- 令和3年1月12日付け第171号目次中……………(中予地方局農村整備第一課) … 187

規則

○ 愛媛県規則第3号

愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年2月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成12年愛媛県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第3条、第4条の3関係)			別表第1(第3条、第4条の3関係)		
項目	基 準 値	測 定 方 法	項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	検液1リットルにつき <u>0.003ミリグラム</u> 以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の <u>55.2、55.3又は55.4</u> に定める方法	カドミウム	検液1リットルにつき <u>0.01ミリグラム</u> 以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の <u>55</u> に定める方法
省略			省略		
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.01ミリグラム</u> 以下	省略	トリクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.03ミリグラム</u> 以下	省略
省略			省略		
備考 省略			備考 省略		
別表第2(第4条、第4条の2関係)			別表第2(第4条、第4条の2関係)		
項目	基 準 値	測 定 方 法	項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	1リットルにつき	規格K0102の <u>55.2、55.3又は55.4</u> に定める方法	カドミウム	1リットルにつき	規格K0102の <u>55</u> に定める方法
ウム	<u>0.003ミリグラム</u> 以下		ウム	<u>0.01ミリグラム</u> 以下	

省略		
トリク ロロエ チレン	1リットルにつき <u>0.01ミリグラム以下</u>	省略
省略		
備考 省略		

省略		
トリク ロロエ チレン	1リットルにつき <u>0.03ミリグラム以下</u>	省略
省略		
備考 省略		

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(土砂基準及び水質基準に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）第9条又は第14条第1項の許可の申請をしている者の当該申請に係る特定事業区域内の表土に係る土砂基準については、改正後の愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に土砂等の埋立て等をしている者（附則第5項に規定する者を除く。）又は土砂等の埋立て等の用に供するため土地を提供して当該土砂等の埋立て等をされている者の当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等に係る条例第7条第2項の土砂基準及び当該土砂等の埋立て等に供し、又は供された区域内の浸透水に係る同条第3項の水質基準については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に条例第7条の2第1項又は第17条第3項の規定により水質検査又は土壤検査を行うこととされている者（次項に規定する者を除く。）これらの検査に係る土砂等の埋立て等の用に供した土地又は特定事業区域内の土壤中の土砂等に係る条例第7条の2第3項（条例第17条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の土砂基準及び当該土地又は特定事業区域内の浸透水に係る条例第7条の2第3項の水質基準については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に条例第9条の許可を受けている者又は同条の許可の申請をしている者でこの規則の施行の日以後に当該許可を受けたものの当該許可に係る特定事業に使用された土砂等に係る条例第7条第2項の土砂基準及び当該許可に係る特定事業区域内の土壤中の土砂等に係る条例第7条の2第3項の土砂基準並びに当該許可に係る特定事業区域内の浸透水に係る条例第7条第3項及び第7条の2第3項の水質基準については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(水質検査及び土壤検査に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に条例第7条の2第1項又は第17条第3項の規定により水質検査又は土壤検査を行うこととされている者（次項に規定する者を除く。）これらの検査の測定方法については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に条例第9条の許可を受けている者又は同条の許可の申請をしている者でこの規則の施行の日以後に当該許可を受けたものの当該許可に係る特定事業区域内の水質検査及び土壤検査の測定方法については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第196号

令和3年2月16日県営中山間地域農業農村総合整備事業内子地区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和3年2月26日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第197号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和3年2月26日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域		
名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
広見 504- N K - 383	南宇和 郡愛南 町増田 (次の 図のと おり)	地滑り
内泊 505- N S - 122	南宇和 郡愛南 町内泊 (次の 図のと おり)	地滑り

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、愛南土木事務所及び愛南町に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとお